

# しょうがいしゃさべつかいしょうほう しゆし ふ しゅうぎいんじむきよく 障害者差別解消法の趣旨を踏まえた衆議院事務局の

## しょくいん たいしょう たいおうようりょう あん かん いけんぼしゅう 職員を対象とした対応要領（案）に関する意見募集について

へいせい ねん がつ  
平成28年1月

しゅうぎいんじむきよく  
衆議院事務局

### 1 いけんぼしゅう もくてき 意見募集の目的

しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい ねん  
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年  
ほうりつだい ごう いか ほう すべ こくみん しょうがい うむ  
法律第65号。以下「法」という。）は、全ての国民が、障害の有無によつ  
てわけ隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する  
しゃかい じつげん む しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん  
社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを  
もくてき せいてい  
目的として制定されました。

くに ぎょうせいきかん ちょうおよ どりつぎょうせいほうじんとう しょうがい りゆう  
国の行政機関の長及び独立行政法人等は、障害を理由とする  
さべつ かいしょう すいしん かん きほんほうしん へいせい ねん がつ にちかくぎけつてい  
差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）  
そく ほうだい じょう きてい じこう しょうがい りゆう ふとう さべつてき  
に即して、法第7条に規定する事項（「障害を理由とする不当な差別的  
とりあつか きんし およ しゃかいてきしょうへき じよきよ じっし ひつよう  
取扱いの禁止」及び「社会的障壁の除去の実施について必要かつ  
ごうりてき はいりよ ていきょう かん とうがいくに ぎょうせいきかんおよ どりつぎょうせい  
合理的な配慮の提供」）に関し、当該国の行政機関及び独立行政  
ほうじんとう しょくいん てきせつ たいおう ひつよう ようりょう さだ ほうだい  
法人等の職員が適切に対応するために必要な要領を定める（法第9  
じょう  
条）ものとしておりますが、この度、衆議院事務局におきましても、法等の

しゅし ふ しょうがい たいしょう しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん  
趣旨を踏まえ、職員を対象とした障害を理由とする差別の解消の推進

かん たいおうようりょう いか しょうがい たいおうようりょう さくてい おこな  
に関する対応要領（以下「職員対応要領」という。）の策定を行う  
こととなりました。

つきましては、今般、職員対応要領を策定する上での参考とするた

め、職員対応要領（案）について、以下のとおり御意見を募集いたします。

## 2 意見募集の対象

しゅうぎいんじむきょく しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん  
衆議院事務局における障害を理由とする差別の解消の推進に関する

たいおうようりょう あん  
対応要領（案）

## 3 意見募集に当たっての参考資料

- しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん ないかくふ  
・ 障害を理由とする差別の解消の推進（内閣府ホームページ）

※ しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん ほうりつ へいせい  
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25

ねんほうりつだい ごう  
年法律第65号）

※ しょうがい りゆう さべつ かいしょう すいしん かん きほんほうしん へいせい  
障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成

ねん がつ にちかくぎけつてい  
27年2月24日閣議決定）

<http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/sabekai.html>

## 4 意見提出期間

へいせい ねん がつ にち きん がつ にち にち  
平成28年1月15日（金）～ 2月14日（日）

5 <sup>いけんていしゅつほうほう</sup>意見提出方法

<sup>ごいけん</sup>御意見は、<sup>りゆう</sup>理由を付して、<sup>つぎ</sup>次に掲げるいずれかの<sup>ほうほう</sup>方法により<sup>ていしゅつ</sup>提出してください

い（<sup>かき</sup>下記の「6 <sup>ちゅういじこう</sup>注意事項」<sup>さんしょう</sup>参照）。

なお、いずれの<sup>ほうほう</sup>方法においても<sup>ていしゅつ</sup>提出が<sup>こんなん</sup>困難な場合には、<sup>でんわ</sup>お電話にて<sup>とあ</sup>お問い合わせ  
わせください。

○<sup>でんし</sup>電子メールの場合（<sup>ばあい</sup>締切日<sup>しめきりびひつちやく</sup>必着）

<sup>いか</sup>以下の宛先<sup>あてさき</sup>に<sup>そうふ</sup>送付してください。

iken@shugiin.jk.go.jp

※なお、<sup>てんぷ</sup>添付ファイルは受け取る<sup>うと</sup>ことができませんので<sup>ちゅうい</sup>ご注意ください。

<sup>ゆうそうとう</sup>郵送等での<sup>そうふ</sup>送付を<sup>ねが</sup>お願いいたします。

○<sup>ゆうそう</sup>郵送の場合（<sup>ばあい</sup>締切日<sup>しめきりびとうじつけしんゆうこう</sup>当日消印有効）

<sup>いか</sup>以下の宛先<sup>あてさき</sup>に<sup>そうふ</sup>送付してください。

〒100-0014 <sup>とうきょうとちよだくながたちょう</sup>東京都千代田区永田町1-7-1

<sup>しゅうぎいんじむきよく</sup>衆議院事務局 <sup>しよむぶぶんしよか</sup>庶務部文書課 へ

※なお、郵送の場合、<sup>ゆうそう</sup>封筒表面に「<sup>しよくいんたいおうようりょうあん</sup>職員対応要領案に関する

<sup>いけん</sup>意見と<sup>しゆが</sup>朱書きしてください。

○ファクシミリの<sup>ばあい</sup>場合（<sup>しめきり</sup>締切日必<sup>ひつちやく</sup>着）

<sup>いか</sup>以下の<sup>ばんごう</sup>番号に<sup>そうしん</sup>送信してください。

ファクシミリ<sup>ばんごう</sup>番号：03-3581-9087

<sup>しゅうぎいんじむきよく</sup>衆議院事務局 <sup>しょむぶぶんしょか</sup>庶務部文書課 あて

6 <sup>ちゅういじこう</sup>注意事項

○<sup>ていしゆつ</sup>提出<sup>ごいけん</sup>いただく<sup>にほんご</sup>御意見は、<sup>かぎ</sup>日本語に<sup>かぎ</sup>限ります。

○<sup>ごいけん</sup>御意見を<sup>ていしゆつ</sup>提出<sup>ばあい</sup>して<sup>いか</sup>いただく<sup>じこう</sup>場合は、<sup>きさい</sup>以下の<sup>ねが</sup>事項を<sup>ねが</sup>記載されるよう<sup>ねが</sup>お願いいた  
します。（<sup>ようしきにんい</sup>様式任意）

・<sup>けん</sup>件 <sup>めい</sup>名「<sup>しよくいんたいおうようりょうあん</sup>職員対応要領案<sup>かん</sup>に関する<sup>いけん</sup>意見」

(1) <sup>し</sup>氏 <sup>めい</sup>名（<sup>ほうじん</sup>法人・<sup>だんたい</sup>団体の場合は、<sup>ほうじん</sup>法人・<sup>だんたい</sup>団体名、<sup>ぶしょめい</sup>部署名及び<sup>れんらく</sup>連絡

<sup>たんとうしゃめい</sup>担当者名）

(2) <sup>ねん</sup>年 <sup>れい</sup>齢

(3) <sup>せい</sup>性 <sup>べつ</sup>別

(4) <sup>しょ</sup>所属等

(5) <sup>でんわばんごう</sup>電話番号

(6) <sup>ごいけん</sup>御意見の<sup>がいとうかしよ</sup>該当箇所（<sup>ぶぶん</sup>どの部分の<sup>いけん</sup>意見か、<sup>がいとうかしよ</sup>該当箇所が<sup>わ</sup>分かるように<sup>めいき</sup>明記

してください。）<sup>およ</sup>及び

ごいけん りゆう ふく もじいない  
御意見（理由も含め500文字以内）

○ 頂いた御意見につきましては、職員対応要領を策定する上での参考とさせていただきます。なお、頂いた御意見についての個別の回答はいたしあかねますので、あらかじめ御了承ください。

○ 職員対応要領（案）に直接関係を有しない御意見や御要望、衆議院以外の機関に関する御意見や御要望は、この意見募集ではお受けできませんので、ご注意ください。

○ 御意見については、提出者の氏名や電話番号等、個人を特定できる情報を除き、公表させていただく場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

○ 御意見に付記された氏名や電話番号等の個人情報につきましては、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡・確認等といった、意見募集に関する業務にのみ利用させていただき、「衆議院事務局の保有する個人情報」の保護に関する規程（平成27年庁訓第13号）に基づき、適正な管理を行うとともに、他の用途には使用いたしません。

7 問い合わせ先

しゅうぎいんじむきょく しよむぶぶんしよか  
衆議院事務局 庶務部文書課

03-3581-5111 (内線<sup>ないせん</sup>35151、35152)